

会 議 録

会 議 の 名 称	令和2年度第1回小金井市交通安全推進協議会
事 務 局	都市整備部交通対策課
開 催 日 時	令和2年8月17日（月）午後2時～午後3時
開 催 場 所	商工会館3階 萌え木ホールA会議室
出 席 者	別紙のとおり
傍 聴 の 可 否	<input checked="" type="radio"/> 可 ・ 一部不可 ・ 不可
傍 聴 者 数	0人
傍 聴 不 可 等 の 理 由 等	該当なし
会 議 次 第	<ol style="list-style-type: none"> 1 委嘱状交付 2 委員自己紹介 3 会長及び会長職務代理者選出 4 小金井警察署管内における交通情勢について 5 協議事項 <ol style="list-style-type: none"> (1) 令和2年秋の小金井市交通安全運動推進要領（案）について 6 報告事項 <ol style="list-style-type: none"> (1)交通安全運動期間中の広報活動等について (2)スタントマンを活用した自転車安全教室について (3)小金井市安全計画について 7 その他
会 議 結 果	別紙のとおり
発 言 内 容 ・ 発 言 者 名	別紙のとおり

令和2年度第1回小金井市交通安全推進協議会会議録

- 1 日 時 令和2年8月17日（月）午後2時～午後3時
- 2 場 所 商工会館3階 萌え木ホールA会議室
- 3 内 容
 - 1 委嘱状交付
 - 2 委員自己紹介
 - 3 会長及び会長職務代理者選出
 - 4 小金井警察署管内における交通情勢について
 - 5 協議事項
 - (1) 令和2年秋の小金井市交通安全運動推進要領（案）について
 - 6 報告事項
 - (1) 交通安全運動期間中の広報活動等について
 - (2) スタントマンを活用した自転車安全教室について
 - (3) 小金井市交通安全計画について
 - 7 その他
- 4 出席者
 - 【委員】（敬称略）
沼澤 道仁（代理者）、大橋 一朗、坂口 弘基、浅野 智彦、延 毅彦、塩原 真一、白鳥 靖（代理者）、村林 竹治、鈴木 敬、小山 定男、中嶋 登、土屋 和子、信山 重広、加藤 健治、山城 裕路、遠藤 賢二、渡邊 大輔、清本 秋男
 - 【小金井市】
堀池 浩二（都市整備部交通対策課長）、大関 勝広（都市整備部交通対策課交通対策係長）、益子 孝志（都市整備部交通対策課交通対策係主事）
 - 【傍聴者】
なし
- 5 主な発言要旨等
 - 【事務局】開会、資格審査、配布資料の確認等
委嘱状の交付
 - 【事務局】委員及び市職員の紹介

【事務局】

ありがとうございました。よろしくお願いいたします。

これをもちまして職務は終了いたしましたので、会長と交代いたします。
議事進行への協力に感謝します。

【会 長】

定めに従いまして議長を務めさせていただくので、よろしくお願いいたします。

最初に「小金井警察署管内における交通情勢について」を、警視庁小金井警察署交通課長の山岸様から説明をお願いしたい。

【警視庁小金井警察署交通課長】

小金井警察署管内における交通情勢について説明

【会 長】

ただ今の説明について何かご質問はあるか。ないようなので、協議事項に入らせていただく。

議題5 協議事項、令和2年秋の小金井市交通安全運動推進要領（案）について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

委員の皆さんにおかれましては、春・秋の全国交通安全運動に先駆けまして、年2回のこうした会議へのご出席をお願いしているところでございます。その中で、交通安全運動をどのように進めて行くかということで、小金井市の推進要領をご審議いただいております。

令和2年7月3日付、内閣府交通対策本部で決定された「令和2年秋の全国交通安全運動推進要綱」に基づき、東京都では、都民総ぐるみの運動として推進することとして首都交通対策協議会安全部会におきまして、東京都における推進要領が決定されました。都の推進要領を基本として、私ども事務局で作成したものを小金井市版の推進要領として、本日ご提案させていただくものでございます。

本年6月末の都内交通事故発生状況は、新型コロナウイルス感染症の影響が発生件数、負傷者数ともに減少しておりますが、未だ交通事故により尊い命が失われており、また、依然として多くの方が交通事故の犠牲となっているなど厳しい状況は続いております。このため、交通事故死者全体の4割を占める高齢者や、2割を占める二輪車の交通事故防止に重点的に取り組むと

りますが、今回は1に自転車について策定されており、独自重点として記載しておりません。

3ページ以降は、先程ご説明しました、第5運動の重点における具体的な推進要領ということで、それぞれ「家庭・地域で行うこと」、「運転者としてハンドルを握る際のポイント」、「職場や学校等で行うこと」を項目ごとにあげております。

最後の7ページの「2主催機関の推進事項」については、各主催機関の推進事項を記述しております。

以上、令和2年秋の小金井市交通安全運動推進要領案をご提案申し上げます。

よろしくご審議の上、ご承認賜われますようお願い申し上げます。

【会 長】

以上で説明が終了したが、ご意見、ご質問がありましたら、ご発言願いたい。

【中嶋委員】

一点よろしいか。トワイライト・オン運動は、たそがれ時に何をオンするのか、トワイライト・ライトオンとの表現がよろしいのではないか。

【会 長】

委員からの提案については、事務局にて対応願います。

他にございませんか。

ないようでしたら、本案を原案どおり決定することにご異義はないか。

・・・・・・・・異義なし・・・・・・・・

【会 長】

意義なしと認め、「令和2年秋の小金井市交通安全運動推進要領」は、原案どおり決定する。続いて6報告事項について事務局から説明をお願いする。

【事務局】

(1)運動期間中の広報活動について説明する。

次の4つの方法により実施したいと考えている。

1 車両による広報活動

通勤・通学の時間帯にあたる午前8時から8時45分頃まで及び午後の平日2回適宜実施予定としている。市職員が交代で行い、場所は、武蔵小

グラムを受講できるということになります。

なお、今年度は10月に小金井第二中学校と都立北高等学校を予定しておりましたが、都立北高等学校から辞退の申し出があり、小金井第二中学校のみ行う予定であります。

開催の案内については、新型コロナウイルス感染症予防対策として、保護者、市議会議員及び交通安全推進協議会委員については行わない旨、開催校より申し出がありました。

(3)小金井市交通安全計画について説明する。

平成28年度から平成32年度の5年計画となっており、令和2年度内に第11次東京都交通安全計画中間案が示される予定となっております。それらを参考に、小金井市交通安全計画を策定して参りたいと考えますので、今後、委員の皆様のご協力をお願いしたい。

【会 長】

以上で説明が終了したが、ご意見、ご質問がありましたら、ご発言願いたい。なければ、7その他、報酬の振込について事務局から説明があります。

【事務局】

報酬の支給について説明。

今回の開催についてですが、本協議会については例年春と秋の全国交通安全運動の前に行われており、今回は3月を予定しておりますので、委員の皆様のご協力をお願いいたします。

【会 長】

何かご質問はないか。

なければ、これで令和2年度第1回小金井市交通安全推進協議会を終了させていただく。今後2年間どうぞよろしくお願い申し上げます。本日はお忙しい中ご出席いただき感謝する。

令和2年度 第1回

小金井市交通安全推進協議会次第

- 日 時 令和2年8月17日（月）午後2時から
- 場 所 小金井市商工会館3階 萌え木ホールA会議室
- 議 題
- 1 委嘱状交付
 - 2 委員自己紹介
 - 3 会長及び会長職務代理者選出
 - 4 小金井警察署管内における交通情勢について
 - 5 協議事項
 - (1) 令和2年秋の小金井市交通安全運動推進要領（案）について
 - 6 報告事項
 - (1) 交通安全運動期間中の広報活動等について
 - (2) スタントマンを活用した自転車安全教室について
 - (3) 小金井市交通安全計画について
 - 7 その他

小金井市交通安全推進協議会委員名簿

令和2年7月10日現在

No.	職名	氏名	備考(推薦団体等)
1	委員	沼澤 道仁	警視庁小金井警察署 (署長)
2	委員	吹春 保隆	小金井市議会 (議員)
3	委員	大橋 一朗	東京消防庁小金井消防署 (署長)
4	委員	坂口 弘基	日本郵便株式会社 (小金井郵便局長)
5	委員	浅野 智彦	小金井市教育委員会 (委員)
6	委員	延 毅彦	小金井市教育委員会 (市立小金井第四小学校長)
7	委員	塩原 真一	小金井市教育委員会 (市立南中学校長)
8	委員	白鳥 靖	都立多摩科学技術高等学校 (校長)
9	委員	村林 竹治	小金井市私立幼稚園協会
10	委員	鈴木 敬	小金井警察署管内交通安全協会
11	委員	小山 定男	小金井警察署管内交通安全協会
12	委員	中嶋 登	小金井市悠友クラブ連合会
13	委員	土屋 和子	小金井市駅周辺放置自転車対策協議会
14	委員	信山 重広	武蔵小金井・東小金井駅連絡協議会
15	委員	加藤 健治	東京むさし農業協同組合小金井支店
16	委員	山城 裕路	小金井市商工会 (理事)
17	委員	波多野 典子	小金井市商工会 (理事)
18	委員	遠藤 賢二	(株)尾久自動車
19	委員	渡邊 大輔	京王バス中央(株)府中営業所
20	委員	清本 秋男	(一社)東京都トラック協会多摩支部

※ 任期は令和4年4月30日まで

○東京都小金井市交通安全推進協議会設置条例

昭和37年4月5日条例第16号

東京都小金井市交通安全推進協議会設置条例

(目的)

第1条 この条例は、市内における交通道德の高揚と交通安全運動の推進ならびに交通環境の整備、改善および交通事故の防止を図ることを目的とする。

(設置)

第2条 前条の目的を達成するため市長の附属機関として、小金井市交通安全推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第3条 協議会は、市長の諮問に応じ、必要事項の調査および審議もしくは答申または建議を行なう。

(組織)

第4条 協議会に次の役職員を置く。

会長 1名

委員 19名以内

幹事および書記 若干名

(会長の選任および権限)

第5条 会長は、委員の互選による。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故あるとき、または欠けたときは、会長があらかじめ指定した委員がその職務を行なう。

(委員)

第6条 委員は、市内の各官公庁の職員、市内公立学校の教職員、民間団体の代表および学識経験者等の中から市長が委嘱する。ただし、委員が委嘱されたときの要件を欠くに至ったときは、その委員は委員の資格を失うものとする。

(任期)

第7条 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任をさまたげない。

(幹事および書記)

第8条 幹事および書記は、会長が委嘱する。

2 幹事および書記は、会長の命を受け、協議会の事務を処理する。

(招集)

第9条 協議会は、必要の都度会長が招集し、会長が議長となる。

(定足数および表決)

第10条 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

2 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(報酬および費用弁償)

第11条 委員は、報酬および公務により出張したときは、費用弁償として旅費を受けることができる。

2 前項の報酬および費用弁償の額ならびに支給方法については、別に定める。

(補則)

第12条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営その他必要事項に関しては、市長が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和2年

秋の小金井市交通安全運動

9月21日(月)～30日(水)

推進要領(案)

～世界一の交通安全都市 TOKYO を目指して～

交通ルールを正しく守りましょう！
交通マナーを実践しましょう！

9月30日(水)は 交通事故死

ゼロ を目指す日です。

小 金 井 市
小金井市交通安全推進協議会

第1 目 的

交通安全運動をきっかけに、市民一人ひとりが交通安全に関心を持ち、交通ルールの遵守と正しい交通マナーを実践するほか、地域における道路交通環境の改善に向けた取組に参加するなど、みんなの力で悲惨な交通事故を防止していくことを目的としています。

第2 スローガン

世界一の交通安全都市 T O K Y O を目指して

第3 期 間

- 1 令和2年9月21日(月)から30日(水)までの10日間
- 2 交通事故死ゼロを目指す日 9月30日(水)

第4 主催機関

小金井市
小金井市交通安全推進協議会
警視庁小金井警察署
小金井警察署管内交通安全協会
関係機関及び団体

第5 運動の重点

- 1 子供を始めとする歩行者の安全と自転車の安全利用の確保
- 2 高齢運転者等の安全運転の励行
- 3 夕暮れ時と夜間の交通事故防止と飲酒運転等の危険運転の防止
- 4 二輪車の交通事故防止

第6 具体的な推進要領

1 運動の重点に対する推進要領

(1) 子供を始めとする歩行者の安全と自転車の安全利用の確保

【歩行者】令和2年5月末時点で、都内交通事故死者数は56名となっており、歩行中死者数は30名、中学生以下の子供の死者数は3名、高齢者の死者数は16名となっています。

家庭・地域 では	<ul style="list-style-type: none"> ○信号を守る、横断歩道を必ず渡るなどの基本的な交通ルールを守りましょう。 ○基本的な交通ルールやマナーを守ることについて、保護者の皆様からお子様に対して繰り返しの注意喚起を行いましょ。 ○保護者や周囲の大人が交通ルールを守り、子供のお手本となりましょ。
運転者は	<ul style="list-style-type: none"> ○子供の事故は夕方、道路横断中、自転車乗車中に多く発生しています。これらを踏まえて思いやりのある運転をしましょ。 ○特に住宅街や裏通りの交差点では、子供の飛び出しに注意しましょ。
職場・学校 等では	<ul style="list-style-type: none"> ○職場では通学路を含めた子供が多く通る場所を確認し、注意して通行しましょ。 ○学校では、日頃から交通安全について指導しましょ。

【自転車】令和2年5月末時点で、市内での自転車乗車中の交通事故死者数は0となっています。しかし、全体の死傷者数127名中自転車乗車中の死傷者数は50名となっています。

家庭・地域 では	<ul style="list-style-type: none"> ○自転車安全利用五則を実践して、交通ルールを遵守しましょ。 ○子供を自転車に乗車させる時は、乗車用ヘルメットを着用させましょ。 <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>自転車安全利用五則</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外 2 車道は左側を通行 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行 4 安全ルールを守る <ul style="list-style-type: none"> ・飲酒運転・二人乗り・並進の禁止 ・夜間はライトを点灯 ・交差点での信号遵守と一時停止・安全確認 5 子供はヘルメットを着用 </div>
-------------	---

運転者は	<ul style="list-style-type: none"> ○自転車も車両です。信号や一時停止の標識を守りましょう。 ○販売店等で定期的に点検整備を受けるとともに、万が一の事態に備え損害賠償保険等に加入しましょう。 ○夕暮れ時には、早めにライトを点け、自転車が近づいて来ていることを、他の車両や歩行者などに知らせましょう。 ○二人乗り、並進、傘差し、スマートフォン等使用、イヤホン使用等の危険な運転は絶対に止めましょう。
職場・学校等では	<ul style="list-style-type: none"> ○自転車通勤する従業員がいる場合は、従業員が自転車を安全に利用できるよう、周知するよう努めましょう。 ○業務に自転車を使用する事業者は、従業員への研修、点検整備、保険加入しましょう。

自転車も交通事故を起こせば刑事上、民事上の責任が問われます。

自転車側の高額賠償例

- 歩道のない下り坂を走行、正面から歩いてきた歩行者と衝突。歩行者は意識不明。
(神戸地裁平成25年7月4日判決 約9,500万円)
- 夜間、携帯電話を操作しながら無灯火で走行、歩行者に追突。歩行者は重度の後遺障害
(横浜地裁平成17年11月25日判決 約5,000万円)

※ 自転車についても、損害賠償保険等に加入しましょう。

(2) 高齢運転者等の安全運転の励行

死亡事故の第1当事者の多くが自動車であり、「自動車対歩行者」の死亡事故の多くが道路横断中に発生していることから、歩行者保護意識の向上が必要であります。75歳以上運転者による重大事故の発生、死亡事故件数が多く、後部座席シートベルト着用率やチャイルドシートの使用率がいまだ低調であることから安全運転の確保が必要であります。

家庭・地域では	<ul style="list-style-type: none"> ○信号を守るなどの基本的な交通ルールを守りましょう。 ○高齢者の運転について、家族で話し合いましょ。 ○シートベルトとチャイルドシートの重要性を理解し車に乗ったら必ず正しく着用するようにしましょ。
運転者は	<ul style="list-style-type: none"> ○運転に自信がなくなったり、家族から運転が心配と言われたら、運転免許証の自主返納を考えましょ。 ○セーフティ・サポートカー（いわゆる「サポカー/サポカーS」）の愛称がついた、安全運転を支援するシステムを搭載した車両の利用を考えましょ。 ○シートベルトは全ての同乗者が正しく使用していることを確認してから運転しましょ。
職場・学校等では	<ul style="list-style-type: none"> ○広報誌（紙）等あらゆる媒体を活用して、高齢者を交通事故から守るための広報啓発活動を進めましょ。 ○事業所等の管理者は、日常点検等を通じて従業員に対し、全ての座席についてシートベルトの着用を指導・確認をしましょ。

(3) 夕暮れ時と夜間の交通事故防止と飲酒運転等の危険運転の防止

【夕暮れ、夜間】令和2年5月末時点で都内死亡事故件数1,134件中、夕暮れ時と夜間の事故件数は、538件と約半数を占めます。

家庭・地域 では	<ul style="list-style-type: none"> ○信号を守る、横断歩道を必ず渡るなど、基本的な交通ルールを守りましょう。 ○外出時には、明るく目立つ服を心掛け、「反射材」を身に付けて、車の運転者に「自分の存在をアピール」しましょう。
運転者は	<ul style="list-style-type: none"> ○トワイライト・オン運動の実施 日没より早めに前照灯を点灯し、夕暮れ時の交通事故を防止しましょう。 ○ゆずり合いの気持ちをもって、思いやりのある運転を心掛けましょう。
職場・学校 等では	<ul style="list-style-type: none"> ○警察署や自治体と連携して、自転車実技教室等を開催し、交通安全意識を高めましょう。 ○通学路、日頃の通り道等の危険個所を再点検しましょう。

【飲酒運転等】令和2年5月末時点で都内飲酒運転交通事故死者数は66名となっております。また、令和2年6月10日、妨害運転（あおり運転）に対する罰則が創設され、6月30日から取り締まりの対象となっております。

家庭・地域 では	<ul style="list-style-type: none"> ○アルコールの運転への影響や飲酒運転の罪の重さを再確認し、飲酒運転は絶対にやめましょう。 ○車を運転することを知りながら酒を勧めたり、飲酒している人に車を貸したり、飲酒運転の車に同乗することも犯罪です。
運転者は	<ul style="list-style-type: none"> ○思いやり、ゆずり合いの気持ちを持って運転しましょう。 ○前日のアルコールが残っている場合があります。運転する前日は深酒を控えましょう。 ○自転車も飲酒運転は厳禁です。
職場・学校 等では	<ul style="list-style-type: none"> ○時間的余裕を持った計画的な運転を心掛け、実施できるよう努めましょう。 ○運行前には、運転者の体調を確認し、飲酒運転させないよう管理を徹底しましょう。

(4) 二輪車の交通事故防止

令和2年5月末時点での都内の二輪車（原動機付自転車を含む）乗車中の交通事故死者数は11人、総事故死者数56人の約2割となっております。

<p>家庭・地域 では</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○二輪車で無謀運転、危険・迷惑行為をしないよう呼びかけましょう。 ○二輪車事故の占める割合が高いことなどについて注意喚起しましょう。 ○交通事故の責任や命の大切さについて話し合しましょう。
<p>運転者は</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○カーブの手前では十分に速度を落とすなど、自己の運転技量を過信することなく、事故防止に努めましょう。 ○ヘルメットを正しく被り、プロテクターで体を守りましょう。 ○車の運転手も二輪車の特性を理解して運転しましょう。
<p>職場・学校 等では</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○警察署と連携した、二輪車教室を開催するなど、二輪車の特性を踏まえた安全運転を指導しましょう。

2 主催機関の推進事項

主 催 機 関	推 進 事 項
小金井市	<ul style="list-style-type: none"> ○ 計画策定と実施に伴う会議の開催及び関係機関・団体との連絡調整 ○ 市報、ホームページ、広報車等の広報媒体を活用した積極的な広報活動の展開、市内鉄道駅周辺等に「交通安全運動実施中」ののぼり旗を設置する等、地域実態に応じた交通安全普及啓発活動 ○ トワイライト・オン運動の推進
警視庁小金井警察署	<ul style="list-style-type: none"> ○ 広報啓発活動及び交通安全教育の推進 ○ 交通街頭活動及び交通違反者の指導取締りの徹底 ○ 関係機関・団体との連携の強化
道路管理者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 交通事故多発路線等における安全対策の推進 ○ 道路パトロール等を通じた交通安全施設の点検及び道路交通環境の整備 ○ 各種交通安全活動の推進と関連行事への積極的な参加 ○ トワイライト・オン運動の推進
関係機関・団体	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自主的な交通安全活動と各種行事への積極的な参加 ○ 職員への周知徹底と飲酒運転根絶、自転車安全利用等の広報・啓発活動の推進 ○ トワイライト・オン運動の推進
小金井警察署管内交通安全協会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各種行事の開催による交通安全活動の推進 ○ 会員・関係団体との連携による街頭指導活動の推進 ○ 各種広報媒体を活用した積極的な広報活動 ○ トワイライト・オン運動の推進
小金井市教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各学校への運動の周知徹底と授業等での交通安全に対する意識付け ○ 各教育機関、PTA等への協力要請と緊密な連携による交通安全教育の推進及び街頭指導活動等の強化 ○ 各種広報媒体を活用した保護者への広報・啓発活動の推進 ○ 自転車の安全利用に関する普及啓発活動

資料 2

令和 2 年秋の交通安全運動市内広報文（案）

こちらは小金井市役所、小金井市交通安全推進協議会です。

9月21日から30日までの10日間、秋の全国交通安全運動が行われています。

交通事故の多くは、交通ルール、マナーを守らなかったために起きています。交通ルールを守り、交通安全の輪を街いっばいに広げて、交通事故をなくしましょう。

「世界一の交通安全都市T O K Y Oを目指して」 （スローガン）

市民の皆さん

飲酒運転による悲惨な交通事故が後を絶ちません。少しでもお酒を飲んだら絶対に運転をしないでください。また飲酒運転をしようとしている人がいたら、どうか周りの人が注意をしてやめさせてください。

「飲んだら乗らない 車もバイクも自転車も」

二輪ライダーの皆さん

二輪車による交通事故が増えています。スピードの出しすぎや、無理な追い越しは大変危険です。また、交差点やカーブの手前では十分にスピードを落とすなど、安全な走行に心掛けましょう。

「ちょっと待て 無理なすり抜け 事故のもと」

ドライバーの皆さん

子どもと高齢者の歩行中の事故が増えています。子供や高齢者の動きに注意し、徐行や十分な間隔を保持し、思いやりのある運転をしましょう。

日が暮れるのが早くなります。日没より早めにライトを点灯し、夕暮れ時の交通事故を防ぎましょう。

こちらは小金井市役所、小金井市交通安全推進協議会です。

ただ今、秋の全国交通安全運動が行われています。

よい子の皆さん

車は急に止まれません。道路に飛び出すのは絶対にやめましょう。道路を渡

資料 2

るときは、必ず止まって左右をよく見て車が止まるのを確認してから渡りましょう。

「知ってるよ いつもの道でも みぎ ひだり」

自転車でご通行中の皆さん

自転車の交通事故が増えています。

二人乗り、傘差し、スマートフォン使用やイヤホン使用で音楽を聴く等の危険な運転は絶対にやめましょう。

自転車は車道が原則、歩道は例外、車道を走る時は左側を通行しましょう。信号無視、スピードの出し過ぎなどは交通違反です。

歩道は歩行者が優先です。注意し、ゆっくり走りましょう。

放置自転車は、歩行者や車椅子の通行に大変迷惑となりますので絶対やめましょう。

「歩道では 歩行者優先 忘れずに」

こちらは小金井市役所、小金井市交通安全推進協議会です。

ただ今、秋の全国交通安全運動が行われています。

高齢者の皆さん

お年寄りの交通事故が増えています。事故にあってしまったお年寄りの多くが、長い経験から「自分は交通事故に遭わない」と思い込んでいます。

自分の運転を再確認して、少しでも不安があったら、運転免許の自主返納を考えましょう。

ご家庭でも、自主返納について話し合しましょう。

安全運転を支援する、セーフティ・サポートカーの利用も考えましょう。

「免許証を 返す勇気が ふせぐ事故」

ドライバーの皆さん

シートベルトを締めていますか。シートベルトを締めていればケガも防げた、

という交通事故が後を絶ちません。助手席はもちろん、後部座席もシートベルトを締めてください。シートベルトは、「あなたや家族を守る命綱」です。

車に乗ったら先ずシートベルト、そして、小さなお子様には、必ず体格にあったチャイルドシートを正しい方法で着用しましょう。

「締めようよ 命のベルト 全席で」

東京都内で自転車を利用するみなさんへ



令和2年4月1日から

自転車利用中の対人賠償事故に

備える保険等[※]に加入している必要があります!!

※自転車の利用によって生じた損害を賠償するための保険・共済

東京都では、条例[※]を改正し、自転車利用中の事故により、**他人にケガをさせてしまった場合などの損害を賠償できる保険等への加入が義務となります。**

※東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例



安全安心を推進する
マスコットキャラクター
みまもりいぬ

自転車
利用者

自転車の利用によって生じた他人の生命又は身体の損害を賠償する自転車損害賠償保険等に加入しなければなりません。

保護者

未成年のお子さんが自転車を利用するときは、自転車の利用によって生じた他人の生命又は身体の損害を賠償する自転車損害賠償保険等に加入しなければなりません。

自転車での
高額加害事故例

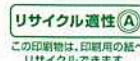
男子小学生(11歳)が夜間、帰宅途中に自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路において歩行中の女性(62歳)と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった。裁判所は、保護者に監督責任を認め、約9,500万円の賠償を命じた。(神戸地方裁判所、平成25(2013)年7月4日判決)

既に参加している保険等に付帯されている場合もあるので、裏面のチェックシートで、自転車損害賠償保険等への加入状況をチェックしてみましょう!

裏面へ



自転車の安全利用を
推進するロゴマーク



この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

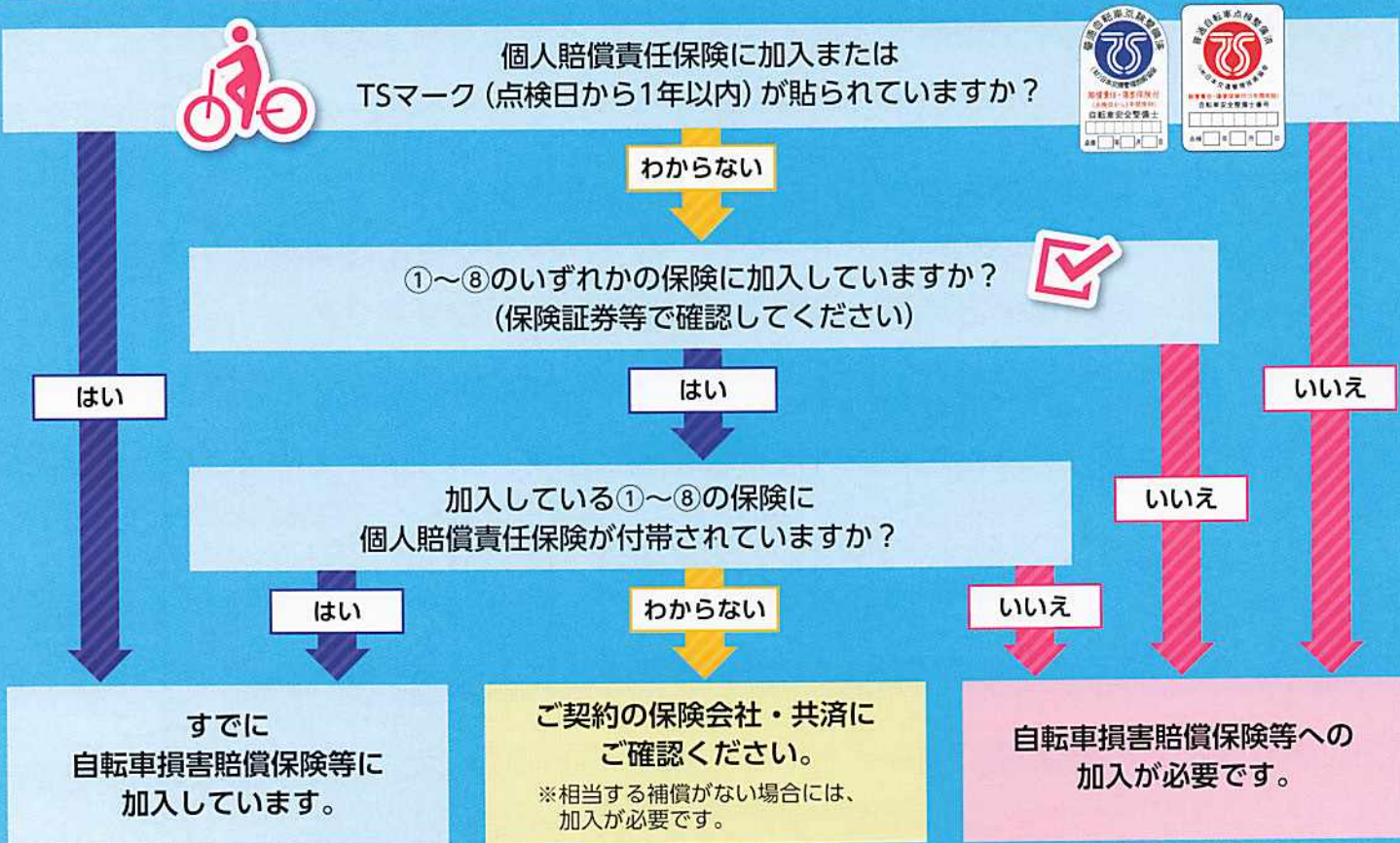
自転車損害賠償保険等への加入状況をチェック

● 自転車運転中の賠償責任を補償する保険

確認いただく保険・共済契約	確認いただきたいこと
①「自転車保険」等の名称で販売している傷害保険とのセット商品	<p>①～⑧の保険・共済に加入しているか確認してください。</p> <p>これらの保険・共済に「個人賠償責任保険」が契約(付帯)されているか確認してください。</p> <p>【個人賠償責任保険】 個人又は同居の家族が、日常生活で誤って他人にケガをさせたり他人の物を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負担した場合の損害を補償する保険です。</p> <p>※日常賠償責任保険、賠償責任共済といった名称も同様な保険です。</p> <p>※十分な賠償資力が確保されているか、契約している保険等の保険金額も確認しておきましょう。</p>
②自動車保険(特約)	
③火災保険(特約)	
④傷害保険(特約)	
⑤クレジットカードなどの付帯保険	
団体保険 ⑥会社等の団体保険 ⑦PTAの保険など学校・大学で加入募集を受ける保険 ⑧交通安全協会の自転車会員として加入している保険(自転車事故による損害賠償のみを補償)	

● 自転車運転中の事故で他人の生命又は身体の重度な損害を補償する制度

TSマーク付帯保険 (点検整備された自転車の車体に付帯された保険)	補償条件が限られています。点検日から1年以内のTSマークが自転車に貼られているか確認してください。
--------------------------------------	---



自転車損害賠償保険等の種類などの詳細は、東京都交通安全課のHPをご確認ください。

東京都 自転車利用中 保険

検索

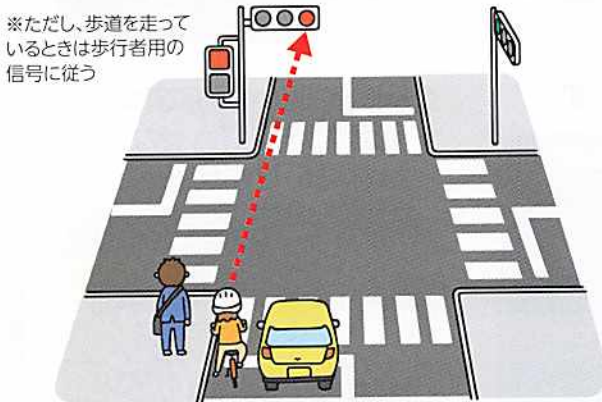


もう一度確認してみましょう

守りましょう! 自転車の交通ルール

- 「歩行者・自転車専用」の表示がない場合
車両用の信号に従わなければいけません

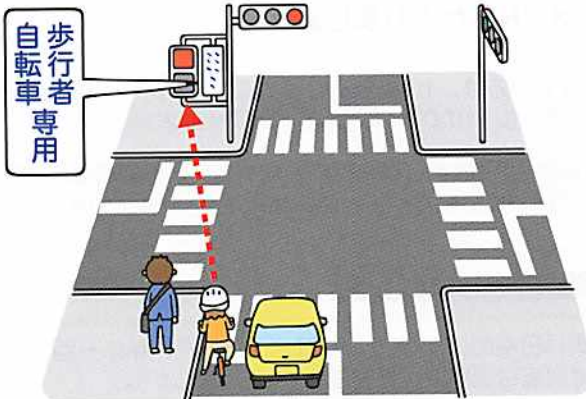
※ただし、歩道を走っているときは歩行者用の信号に従う



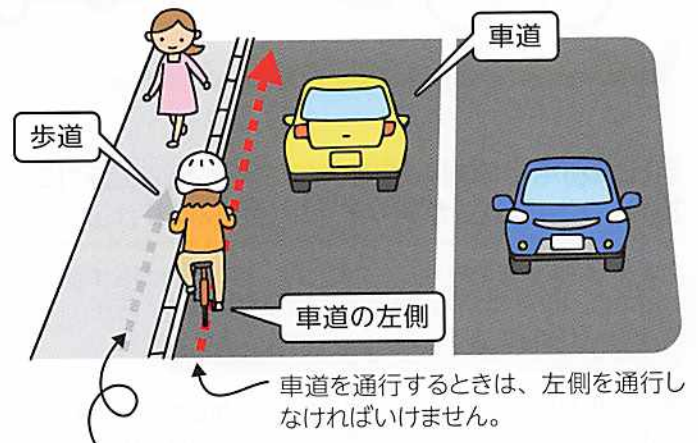
- 道路標識・標示に従い、一時停止やすぐに停止できるような速度で通行するなどして、安全を確認しなければいけません



- 「歩行者・自転車専用」の表示がある場合
歩行者用の信号に従わなければいけません

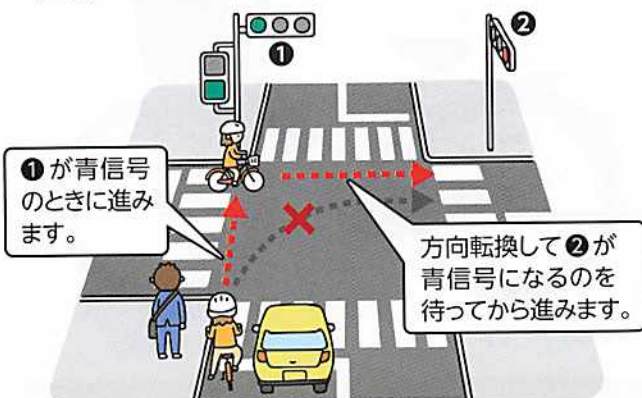


- 車道と歩道の区別のある道路では、原則として、
車道を通行しなければいけません



歩道を通行する場合は、車道寄りや安全な速度で通行し、歩行者の通行を妨げるおそれがあるときは、止まらなければいけません。

- 右折する場合は、図のような方法で
右折しなければいけません



歩道を通行することができる場合



歩行者優先

- 道路標識により自転車が歩道を通行することができるかとされているとき
- 13歳未満の子供や70歳以上の高齢者、身体の不自由な人が自転車を運転しているとき

- 自転車の通行の安全を確保するためにやむを得ないと認められるとき



これはダメ ぜったいやめよう! やめさせよう!

- 他の自転車と並んで走行してはいけません



- 自転車で二人乗りをしてはいけません



- スマートフォン等の画面を見ながら運転してはいけません



- 傘差し運転をしてはいけません



- 飲酒運転は禁止です



- 夜間や暗い場所では前照灯を点灯させなければいけません



自転車利用中の対人賠償事故に備える保険等[※]に加入している必要があります!! (令和2年4月1日~)

自転車利用中に事故を起こした際には、自分がけがをするだけでなく、相手にけがなどをさせることがあります。万が一に備えて、保険等に加入する必要があります。

※自転車の利用によって生じた損害を賠償するための保険・共済

- 自転車利用者は、自転車の利用によって生じた他人の生命又は身体の損害を賠償する保険等に加入しなければなりません。(東京都自転車安全利用条例第27条)

- 保護者の方は、未成年のお子さんが自転車を利用するときは、自転車の利用によって生じた他人の生命又は身体の損害を賠償する保険等に加入しなければなりません。(東京都自転車安全利用条例第27条の2)

自転車利用中の対人賠償事故に備える保険等は、傷害保険、火災保険、自動車保険等の特約として契約することもできます。また、コンビニエンスストアやインターネット等を利用して手軽な手続で加入できる自転車向け保険もあります。既に加入している保険等に補償が付いている場合もありますので、確認してください。詳細は、保険会社や保険代理店にお問い合わせください。

自転車側が加害者になった賠償責任の例

男性が夕方、ペットボトルを片手に下り坂をスピードを落とさず走行して交差点に進入、横断歩道を横断中の女性(38歳)と衝突。女性は脳挫傷等で3日後に死亡した(約6,700万円)。(東京地裁、平成15年9月30日判決)



ヘルメットをかぶりましょう

- 保護者の方は、13歳未満の子供にヘルメットをかぶらせるように努めなければなりません。(道路交通法第63条の11)

- 自転車利用者は、年齢を問わず、ヘルメット等の着用を努めるものとされています。(東京都自転車安全利用条例第19条)

点検整備をしましょう

自転車は日常的に点検整備しましょう。また、年に一回程度は自転車店等で点検整備してもらいましょう。

